

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
の翌日)に
たるときは、
その翌日)

目 次

- ◆ 告 示
 - 青少年に有害な図書類の指定
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)
 - 土地改良事業の認可
 - 県道の区域の決定
 - 県道の供用の開始
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◆ 教委告示
 - 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第九百八号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定 番号	種 別	題 号	発 行 番号等	類 別 表示された発 行所名
1672	雑誌その他 の刊行物	夕暮れどき	EK- ル2	office JET
1673	"	フオートキヤンペー ラースナップ	HK- 1-E	キョーボー出版
1674	"	SUGAR 異常相姦	SG- 1-E	トライビジョン
1675	"	ヒロスフカーカス 真本 写湿	EF- 1-E	傑アツプル社
1676	"	ヒロス・アツプ VOL.96 股間姦し	EP- 1-E	アツプル社
1677	"	SEXY・EYES 性器姦合 女医の性器	SI- 1-E	傑アツプル社
1678	"	名器いじり 愚美子写真集	EK- コ7	アリス出版
1679	"	ぶち込み女 少女人形	EK- チ0	アリス出版
1680	"	愛液乱舞 少女童夢	EK- チ2	キャロル出版
1681	"	フオートキヤン 陰毛は濡れ、肉襲は開く	不明	傑キャロル出版

1682	"	本番やられる女 愛戯体験	EK- コ 8	Do 企画
1683	"	本番生挿入 花言葉	EK- サ I	Do 企画
1684	"	Hiheel Love Games NIGHT PET FOR YOU	HI- I-E	土曜出版新社
1685	"	WOMAN'S Press 女の下半身誌載	ND- I-E	土曜出版新社
1686	"	ビデオスクラソナル 最新裏ビデオ情報	VS- I-E	朝ビケン
1687	"	トピッククワイナナー 7月号 サマー ギヤルはみだらな恋に燃える	雑誌 0676 7-7	ミリオン出版(株)
1688	"	トピッククワイナナー 8月号 愛のし ずくに潤むギヤルズ・ボディ	雑誌 0676 7-8	ミリオン出版(株)
1689	"	秘蜜	HI- I-E	ロフ出版
1690	"	RORO 女子高生オール図鑑	雑誌 0973 7-12	朝辰巴出版
1691	"	セクシーアクシヨン 12月号	雑誌 0551 3-12	株式会社サン出版
1692	"	漫画プラザ11月号増刊 Gal's GO/GO!	雑誌コー 0781 4-11/15	朝YOU
1693	"	問題写真 1984年12月 創刊5号	雑誌コー 1877 1-12	松文館
1694	"	漫画ローソンス 快楽12月号	雑誌コー 1838 7-12	株式会社綜合図書

鳥取県告示第九百九号

日南町土地改良区が行う土地改良事業(非補助事業阿毘縁地区維持管理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場及び日野郡日南町生山六一九 日南町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業(農村地域農業構造改善事業尾田地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十一号

三朝町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業加谷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十二号

智頭町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業奥富沢地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月二十八日から四十一日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡会見町鶴田三四一野口勅雄ほか六人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業鶴田地区区画整理）を昭和五十九年十一月二十一日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十九年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部

道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
米子環状線	米子市陰田町九九一―一地先から 同町二二二―一五地先まで	一四・〇 四八・五	二四一・〇

鳥取県告示第九百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和五十九年十一月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市陰田町九九一―一地先から同 町二二二―一五地先まで	昭和五十九年十一月三十日

鳥取県告示第九百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年九月二十五日 鳥取県指令受都計第二百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字河端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生六六

野口博司

鳥取県告示第九百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年六月二十五日 鳥取県指令受米土維第三百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区太融寺町二番二二号

ジャパンスイミングサービス株式会社

代表取締役 奥村隆亮

鳥取県告示第九百十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十二月三日から施行する。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

河崎支店

米子市

河崎

を

河崎支店

米子市河崎

米子中央出張所

米子市角盤町二丁目

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十九年十一月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時 昭和五十九年十一月二十九日(木)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 昭和五十九年度末公立学校教職員人事異動方針について
- 2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】